

○早島町手話言語条例

手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

手話を必要とする人は、物事を考え、他者と意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかしながら、過去には手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、手話を必要とする人にとっては、他者と意思疎通を図ることや必要な情報を得ることができず、これまで多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられた。

これらのことを受け、手話は、必要とする人にとっての意思疎通を図る手段であるだけでなく、言語であるとの認識の下、手話への理解とその普及を促進し、日常生活及び社会生活の中で、より手話を使用しやすい環境づくりを推進していく必要がある。

ここに、町民一人ひとりが、手話についての理解を深め、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が共に暮らし、共に支え合い、共に輝くことのできる共生社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の構築に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的に手話に関する施策を推進することにより、障がいの有無にかかわらず、全ての町民がお互いの個性と人格を尊重し合い、支え合いながら共に暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進、手話の普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提に、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進するための施策を講ずるものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、町が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する手話に関する施策に協力するとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 町は、その責務を果たすため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話を学ぶ機会の提供に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために町長が必要と認める施策

(緊急時及び災害時の対応)

第7条 町は、緊急時及び災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通を図ることができるよう支援に努めるものとする。

(財政措置)

第8条 町は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。